

2020年7月19日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 遺言書の保管について
- 事業者承継と保証について

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 76



エバー総合法律事務所

遺言書の保管について

1 令和2年7月10日から、法務局において自筆証書遺言を保管する制度が始まります。

自筆証書遺言とは、端的に言えば全文自筆で書く遺言書（ただし目録は自筆でなくてもかまいません）のことですが、遺言書の紛失や隠匿されることを防止し、遺言書の存在の把握を容易にするために国の制度として設けられることになりました。

遺言については、これまでに「遺言について」(Vol.2)、「その2 自筆での遺言の書き方について」(Vol.28)、「その3 秘密証書遺言について」(Vol.53)と紹介してまいりました（バックナンバーはホームページに掲載しています）。その後法律も改正され、現時点では、自筆証書遺言でも前記のとおりパソコンで作成した目録の添付が可能になりました（その目録ごとに自署と捺印が必要なのでご注意ください）。

今回はさらに、自筆証書遺言を国（法務局）で保管するというもので重要な役割が期待されます。

また、自筆証書遺言は、公正証書遺言とは異なり死後に「検認」という裁判所での手続が必要でしたが、この保管制度では「検認」に変わる証明制度（遺言書情報証明書）が設けられ検認手続が不要となります。

今回は、この保管制度について紹介したいと思います（以下では「遺言書」とは自筆証書遺言のことを指します）。

2 遺言書の保管申請ができる場合について

この保管制度については、「法務局における遺言書等の保管等に関する法律」で内容が定められており、保管が認められる場合は以下の要件が必要です。

- ① 申請が遺言者自身によるものであること
- ② 民法の自筆証書遺言の要件を満たしていること
目録以外自筆で記載していること、作成日付や氏名・押印があることなど形式要件を満たしていること、遺言者の年齢が15歳に達していること
- ③ 保管申請先が該当する保管場所であること
申請場所は、遺言者の住所もしくは本籍地または遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所（遺言者の作成した他の遺言書が現に遺言書保管所に保管されている場合にあってはその保管所）に申請すること

④ 遺言者が自ら出頭すること

⑤ 遺言書には封をしないこと

このほかに申請の形式を満たすことや、添付書類、手数料の納付などが必要です。

3 閲覧・変更について

遺言者が保管申請をすると、遺言書はファイルとして記録されることになり、その記録を閲覧することは可能です。ただし、遺言者自ら保管所に出頭することが必要です。

また、遺言者の氏名、生年月日、住所、本籍などに変更が生じた場合も申請をして変更することができます（撤回も可能です）。

遺言者の死亡後、相続人などから遺言書情報証明書の交付や遺言書の閲覧を求めることができます。これによって法務局も遺言者が亡くなったことを把握するわけです。そして、法務局は、遺言書を保管していることを他の相続人等に対して通知するとされていますので、ほかの相続人等も遺言書の存在を知ることができます。

4 遺言書の保管期間について

遺言書の保管期間ですが、死亡時が判明した場合には、遺言書の保管については死亡の日から50年、情報の管理については150年と政令で定められました。遺言者の生死が分からない場合には遺言者の死亡の日に相当する日を出生の日から120年を経過した日として、上記の期間の経過をまって遺言書の廃棄や情報の抹消が行われることとなります。

5 その他

この制度でも遺言書が法務局に保管されていることを相続人が知らない場合には遺言書の存在が不明のままということもありえます。この点は、今後、公正証書の場合と同様に検索ができる制度が整備され、遺産分割の際には、公証役場や法務局に対して遺言書を検索することも必要となると思いますが、検索システムに関しては原稿作成（R2.5）時点ではまだ明らかではないので、あくまで私見です。お悩みの方はご相談ください。

無料相談会
のご案内

2020年7月21日火曜日、7月28日火曜日、8月5日水曜日、8月18日火曜日のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

事業者承継と保証について

1 民法の改正に伴い「保証」について改正が行われたことを紹介しました（Vol74 バックナンバーはホームページに掲載しています）。今回は、事業承継に伴う経営者保証に関するガイドラインの特則の運用が令和2年4月1日から開始され、事業承継がより促進されることになりましたので、経営者保証に関する情報として紹介します。

新型コロナの影響もあり廃業も含めて事業譲渡をお考えになる方もおられるかと思いますが、その際に金融機関などに対する経営者の個人保証が支障になることがあります。金融機関としては新たな経営者の個人保証を求めることにより、経営に対する信用を確保する目的があると思われませんが、承継者としては、会社に多額の負債がある場合、二の足を踏む結果となってしまいます。今回の民法改正では経営者以外の第三者保証について、意思確認を厳格に行う措置を講じることになりましたが、事業譲渡に伴う保証人の変更については特に触れてはいません。

この事業者承継の際の個人保証を巡っては、上記の弊害をなるべく軽減し事業承継を促進しようという目的から、平成25年に、中小企業庁と金融庁が共同で有識者との意見交換の場として「中小企業における個人保証等の在り方研究会」を設置しました。その研究会報告を具体化するものとして、日本商工会議所と全国銀行協会が共同で、「経営者保証に関するガイドライン研究会」を発足し、同年に「経営者保証に関するガイドライン」が策定されました。

2 「経営者保証に関するガイドライン」の概要について

このガイドラインは、経営者保証に関する合理的な保証契約の在り方を示すとともに主債務の整理局面における保証債務の整理を行うルールとして策定され、法的拘束力はありませんが尊重して遵守されることが期待されています。中小企業庁のホームページで、政府系金融機関と信用保証協会のガイドライン活用実績を公表しています。

このガイドライン適用の対象要件は、主債務者が中小企業であり、保証人がその企業の経営者であること、弁済について誠実であり財産状況等を開示していることなどが挙げられています。

経営者保証に依存しない融資の促進のために、債務者

側に法人と個人が明確に分離されていること、財務基盤強化、財務状況などの情報開示による透明性の確保を求め、債権者側には、保証の必要性についての説明、適切な保証金額の設定などを求めています。加えて、事業承継に関して、債権者側としては既存契約の経営者保証の必要性、保証金額について見直すとともに、債務者側としては情報開示に務め経営基盤の確保、物的担保の確保など返済能力を向上させ信用力を強化する対応が求められています。このガイドラインでは既存の保証債務の整理方法についても定めています。

3 「経営者保証に関するガイドライン」の特則の概要について

上記のガイドラインによる5年間の運用の結果、新規融資における無保証融資割合が増加したり、事業承継時に前経営者と新経営者双方から二重に保証を取得する（二重徴求）割合が低下するなどその効果が現れてきているとされています。ただ、さらに中小企業の休廃業・解散が増加しているため、今回事業承継に関する特則が設けられ、今年4月1日から適用されることになりました。具体的には、二重徴求を原則禁止、例外的に可能な場合を明確にしました。そして、後継者に保証を求めるか否かについて、債権者側には事業性評価や事業承継計画などの検討や、報告義務などを条件とした停止条件付保証契約など代替的な融資方法の検討など保証契約の必要性についての検討を求めています。保証が必要と判断した際にも資金用途に応じた判断や適切な保証金額の設定、保証人を徴求しない信用保証制度の活用などを求めています。

4 その他

以上のように、事業承継に伴う経営者保証については、債権者と債務者双方の努力によって適切な経営者保証が求められています。さらに、今年4月1日からあらたに事業承継特別保証制度が開始し、保証人を徴求しない、プロパー（貸付金融機関のみの融資という意味です）借入れの借換（他の金融機関を含みます）を容認することとなりました。さらに事業承継を進めやすくなったといえます。お悩みの方はご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

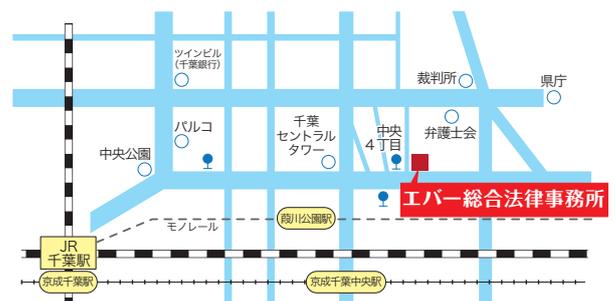
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。